

# 「やまぐち障害者いきいきプラン」(素案)の概要

## 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法等の法改正や障害者を取り巻く環境の変化を踏まえて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定

### 2 計画の位置付け

障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」

### 3 計画の期間

令和6年度～令和11年度(6年間)

※「山口県障害福祉サービス実施計画」(3年×2期)に連動

### 4 計画の対象となる障害者の定義

障害者基本法第2条の規定に基づく「障害者」であり、障害者手帳所持者に限らず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする。

### 5 計画の推進体制と進行管理

関係機関・団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」において進行管理を行い、計画的な施策推進を図る

## 第1章 障害者施策に関する現状

### 1 本県の障害者の状況

- ・障害者手帳の所持者は県人口の6.6%(約8万5千人)
- ・身体障害者手帳保有者の78%が65歳以上
- ・知的障害者、精神障害者が増加

### 2 障害者を取り巻く環境の変化

- ・医療的ケア児支援法の施行(R3)
- ・障害者総合支援法の改正(R4.4施行)
- ・山口県手話言語条例の施行(R1)
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行(R4)

## 第2章 計画の基本理念と施策体系

### 1 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

## 2 施策推進の基本的視点

施策の策定や実施にあたり共通する基本的な視点を設定

- ① 自己決定の尊重と意思決定支援
- ② 社会的障壁の除去
- ③ 情報アクセシビリティの向上
- ④ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ⑤ 障害特性等に配慮した支援
- ⑥ 総合的かつ計画的な取組の推進

## 第3章 主要施策の具体的推進方向

5つの施策分野に編成した施策体系に基づき、取組を推進

### I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現

障害者差別解消法の改正や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定を踏まえ、相互交流等を通じた障害理解の促進や「あいサポート運動」の一層の推進を図る。

#### 1 障害理解と相互交流の促進 **重点施策**

- ・あいサポート運動の推進、相互交流の促進
- ・広報・啓発活動

#### 2 差別の解消、権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・虐待防止体制の整備、権利擁護

#### 3 地域における福祉活動の充実

- ・ボランティア活動の推進、協働体制の促進

### II 自立生活を支える基盤整備

広域的・専門的な相談支援機関を中心とした相談支援体制の充実・強化を図るとともに、障害のある子どもの健全な成長のため、関係機関と連携して障害のある子どもや家族への支援体制の強化を図る。

#### 1 障害のある子どもへの支援の充実 **重点施策**

- ・障害児療育体制の充実
- ・医療的ケア児支援、発達障害児(者)支援

#### 2 相談支援・連携体制の整備

- ・専門的・広域的な相談支援体制

#### 3 生活支援体制の整備

- ・障害サービス提供体制の整備充実

#### 4 保健・医療提供体制の充実

## III 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、自らの望む地域での生活への支援体制を充実する。また、市町における基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備と機能の充実の支援を行う。

### 1 地域生活支援体制の充実 **重点施策**

- ・地域生活移行の推進、地域定着のための支援

### 2 福祉のまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインの推進等

### 3 情報環境・意思疎通支援の充実

- ・情報アクセシビリティ、意思疎通支援の充実

### 4 安全・安心の確保

- ・防災、感染症対策等の推進
- ・消費者被害の防止

## IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進

一般就労への移行に向けた支援、就労後の定着支援を充実するとともに、福祉施設の受注機会の拡大を図るなど工賃向上に向けた取組を推進する。

### 1 障害特性に応じた就労支援 **重点施策**

- ・一般就労への移行支援・定着支援
- ・福祉的就労の支援

### 2 雇用の場の拡大

- ・障害者雇用の促進、普及啓発

## V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

障害者スポーツ・文化芸術活動の振興を図るとともに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが障害者スポーツに親しめる機会や障害のある人の文化芸術活動に触れる機会づくりを進めていく。

### 1 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 **重点施策**

- ・障害者スポーツの推進、文化芸術活動の振興

### 2 教育支援の充実

- ・特別教育支援の充実